

受付期間

令和6年4月1日～
令和7年3月31日

令和6年度 新見市 結婚新生活支援事業補助金

新婚さんの新生活を応援！

結婚に伴う新生活にかかる費用（家賃・引越費用等）を補助します！

【補助限度額】
ご夫婦お二人の年齢が 29歳以下…
60万円
30～39歳以下…
30万円



【対象となる費用】 対象期間(R6.4.1～R7.3.31)に支払った経費

1. 住宅取得費（新築 購入）
2. 住宅賃借費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
3. 住宅リフォーム費
4. 引越し費用

【補助対象世帯】 次のすべての条件を満たす世帯

1. 令和6年1月1日以降に新規に婚姻した世帯
2. 夫婦ともに居住する住宅が新見市にあり、その住宅に住民登録していること
3. 婚姻日時点で年齢が夫婦ともに39歳以下であること
4. 申請時における夫婦の所得合計が、500万円未満であること
(年収に換算すると約670万円未満に相当)
5. 夫婦ともに、新見市の市税等に滞納がないこと
6. 市が指定する講座等に参加する意思があること
7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
8. 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと
9. 夫婦ともに暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

【手続き・流れ】

1. 申請を検討されている場合は事前に総合政策課へご相談ください。
2. 申請 申請書に必要書類を添えて提出
3. 審査・交付決定 内容を審査、交付の可否を決定し、結果を通知
4. 請求 請求書を提出
5. 補助金支払い 指定口座に振り込み

【必要書類】

- 新見市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- 新婚世帯全員の住民票の写し
- 戸籍謄本等
- 新婚世帯の所得証明書
- 新婚世帯の納税等状況調査同意書
- その他市長が必要と定める書類

◆住宅に関する書類◆

－住宅取得の場合－

- 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 補助対象期間内に住宅取得経費を支払ったことが確認できる書類

－住宅賃借の場合－

- 建物賃貸借契約書の写し
- 補助対象期間内に住宅賃借経費を支払ったことが確認できる書類
- 給与所得がある新婚世帯の場合には、給与所得がある者に係る住宅手当支給証明書

－住宅リフォームの場合－

- 住宅リフォームに係る請求明細書（施行内容及び積算内容を確認できるもの）
- 補助対象期間内に住宅リフォーム経費を支払ったことが確認できる書類

－引っ越しの場合－

- 補助対象期間内に引っ越し経費を支払ったことが確認できる書類

◆その他、該当する書類◆

- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類

【注意事項】

- ・申請書、必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- ・申請内容に変更があった場合には必ず総合政策課へお知らせください。
- ・本事業は先着(受付)とし、本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

【お問合せ先】

新見市役所 総務部 総合政策課
〒718-8501 新見市新見310番地3
電話：(0867)72-6143／FAX：(0867)72-6243

